

東北地方太平洋沖地震に伴う 運転免許証の有効期間等の延長の措置について

運転免許証の有効期間が延長されます

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、東北地方太平洋沖地震の被害者の方の運転免許証の有効期間等が延長されることとなりました。

問 どんな人が延長措置を受けられますか？

答 運転免許証の有効期間が平成23年3月11日(地震発生日)以降に切れる方で、対象地域*にお住まいの方がこの措置の対象となります。

(例)

○ 有効期間の延長措置を受けられる

氏名	日 本 花 子	昭和50年 2月 11日生						
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2							
交付	平成18年 2月10日 12345							
免許の条件等	平成23年03月11日まで有効							
優良	運転免許証							
番号	第 123456789000 号							
二小原	平成05年07月01日	種類	大型	中型	普通	大特	大普	小特
他	平成07年08月10日	原付	原付	大	中	二	普	二
二種	平成14年09月20日	原付	原付	大	中	二	普	二
								〇〇〇〇〇 公安委員会

問 いつまで有効期間が延長されますか？

答 **平成23年8月31日**まで有効期間が延長されます。

問 有効期間の延長を受けるには、何か手続が必要ですか？

答 手続は必要ありません。引き続き運転をすることができます。ただし、平成23年8月31日までには更新手続を受ける必要がありますのでご注意ください。

問 地震が起こったときに、たまたま旅行で対象地域*にいました。対象地域*に住んでいないので、延長措置は受けられませんか？

答 書面による申出により有効期間が延長されることがあります。

問 延長されるのは、運転免許証の有効期間だけですか？

答 運転免許証の有効期間のほか、各種講習の受講や運転免許試験の取扱い等についても、期間の延長措置がとられています。

※ その他詳しくは、最寄りの警察署又は運転免許試験場にお問い合わせください。

* 対象地域

- 青森県

八戸市及び上北郡おいらせ町

- 岩手県

全ての市町村

- 宮城県

全ての市町村

- 福島県

全ての市町村

- 茨城県

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町

- 栃木県

宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町、塩谷郡高根沢町並びに那須郡那須町及び那珂川町

- 千葉県

千葉市(美浜区に限る。)、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市及び山武郡九十九里町

- 新潟県

十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町

- 長野県

下水内郡栄村